行政評価シート（事務事業評価）

評価年度	27年度

事業名	賦課徴収事業	担当課	税務課
細分化した事業名	固定資産資料整備管理事業		

1 計画（PLAN）：事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	健全な行政活動によるまちづくり
	政策	効率的･効果的な行財政運営
	施策	行政改革の推進と行財政運営の充実
関連する個別計画等		根拠条例等	韮崎市税条例
---	---	---	---

2 計画（PLAN）：事務事業の概要

事業の目的	固定資産支援システム≪(GIS)家屋現況図修正・地番図データ更新≫を活用し、適正な課税を実施するための基礎資料とする。
事業の手段	・固定資産税支援システムにより抽出された物件について、現地調査を実施し評価するとともに、家屋支援システムに入力 ・地番図データ更新処理委託により同上システムに入力、結果、最新情報を取得
事業の対象	・固定資産税納税義務者 ・庁内 GIS 活用職員

3 実施（DO）：投入費用及び従事職員の推移（インプット＝費用＋作業）

		24 年度	25 年度	26 年度
A 事業費 （千円）		10,752	3,171	9,126
財源内訳	国・県支出金			
	その他（使用料・借入金ほか）			
	一般財源	10,752	3,171	9,126
B 担当職員数（職員 E） （人）		0．8	0．8	0．8
C 人件費(平均人件費×E) （千円）		5,350	5,193	5,135
D 総事業費(A+C) （千円）		16,102	8,364	14,261

主な事業費用の説明	固定資産税支援システム地番図データ更新業務委託 固定資産税支援システム家屋現況図修正委託（H26） 未評価家屋等に関する評価及び資料整理のための臨時職員の人件費(H26)

注）平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した 24 年度（6,687 千円）,25 年度（6,491 千円）,26 年度（6,794 千円）を使用しています。

4 実施（DO）：事業を数字で分析（アウトプット＝事業量）

		指標名	指標の算出方法	実績値 24 年度	実績値 25 年度	実績値 26 年度
活動指標	1	登記済通知書による地番データ更新処理件数	筆数	5,360	5,411	5,113
	2	家屋評価処理件数	件	１１６件	１２８件	４４９件
	3	未評価家屋の洗い出し	未評価家屋の評価実績	未評価家屋の抽出 5,517 件	未評価家屋の精査 3,997 件	未評価家屋の評価 315 件

妥当性	■ A 妥当である	□ B ほぼ妥当である	□ C 妥当でない

上記活動指標と妥当性の説明		
	1	登記済通知書による地図データ更新作業については、特殊な業務であるため委託することについては妥当と考える。
	2	課税対象物件を精査する中で家屋評価を行い、公正公平な課税に資する。
	3	未評価家屋の洗い出しを行ない、精査した未評価家屋の評価を行う。

5 評価(CHECK)： 事務事業評価 （アウトカム＝成果・効果）

		指標名	指標の算出方法	実績値		
				24 年度	25 年度	26 年度
成果指標もしくはまちづくり指標	1	登記済通知書による地番データ更新処理割合	処理件数／移動対象件数（%）	5,360/5,360 100%	5,411/5,411 100%	5,113/5,113 100%
	2	家屋評価件数	家屋の評価実績	１１６件	１２８件	４４９件
	3					

成 果		■ A 上がっている　□ B ほぼ上がっている　□ C 上がっていない
上記指標の妥当性と成果の内容説明	1	登記済通知書による地番図データの更新業務は、全て予定内に終了しており最新データによる課税客体の把握と課税資料の整備がなされている
	2	課税対象物件の精査及び家屋評価の実施並びに未評価家屋の評価により、公正・公平な課税に資することができた。
	3	

事務事業総合評価	□ A 期待以上に達成　■ B 期待どおりに達成　□ C 期待以下の達成

6 改善(ACTION)：今後の事務事業の展開

今後の事業展開	□ 拡大（コストを集中的に投入する）　■ 一部改善（事務的な改善を実施する） □ 全部改善（内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要）　□ 縮小（規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する） □ 廃止（廃止の検討が必要）

事務事業の改善案	改善の概要・方向性（いつまでに、どういう形で具体化するのか） 27 年度の改善計画（今後の事業展開説明） ・課税対象物件を精査・評価することで適正な課税がされており、今後においても、新築家屋の建築確認申請や登記済通知書により確実に課税対象を把握し、評価漏れがないような事務を執行する。 ・固定資産支援システム(GIS 地番図データ)の更新作業を怠ることなく実施し、庁内活用者と情報の共有化を図り、各業務の効率化を図る。
過去の改善経過	平成 23 年度の航空写真を基に、固定資産支援システム（GIS）を活用し課税対象物件を抽出・精査し、その物件の家屋評価をすることができた。これにより公正・公平な課税のための資料が作成されるとともに、家屋支援システムに反映させることにより、事務の効率化が図られた。
課長所見	・適正かつ公正・公平な課税を実施していくためには、固定資産支援システム(GIS 地番図データ更新)は必要不可欠なものである ・一方で同システムの家屋現況図修正については、新規に航空写真が撮影されない限り、職員の踏破の結果に基づく更新に依存するしかなく、あらゆる分野で活用できる新たな航空写真撮影を県内各自治体とともに県に働きかけていくことが必要と考える。